

すまい給付金の申請のご案内

すまい給付金とは・・・

すまい給付金は、住宅ローン減税の拡充による負担軽減効果が十分に及ばない収入層に対して、住宅ローン減税と合わせて消費税引上げによる負担の軽減をはかるため、平成26年4月から平成29年12月まで導入された、現金を給付する制度です。（くわしくは、「すまい給付金申請の手引き」をご覧ください）

◆すまい給付金の申請手続きは、下記へご相談ください

株式会社情報コミュニティ

【住宅瑕疵担保責任保険法ハウスジーマン取次店】
【すまい給付金申請受付業務受託機関】

〒010-0951 秋田県秋田市山王3-1-16

TEL 018-824-5411 / FAX 018-823-6115

申請書の記載方法や必要書類は、「すまい給付金申請の手引き」をご覧ください
か、窓口までお問い合わせください

- ・申請書は、窓口以外でも「すまい給付金 HP」から入手できます

住宅を新築された、購入されたお施主様

直接 窓口にご相談頂くか、建築された建築業者様。購入された不動産業者様に代理申請を依頼してください。

建築業者様、不動産業者様

お施主様からのご要望があった際にはまずは窓口までご相談ください
瑕疵保険の検査、供託の事業者様は別途「保険法人検査」のお申し込みが必要です

※給付対象となる住宅には「床面積が50㎡以上」「第三者機関の検査を受けた住宅」等の要件がございます。詳しくは窓口までお問い合わせください

※東日本大震災の被災者向け給付措置とは重複して給付を受けられません。

消費税率8%の場合

収入額の目安	都道府県民税の所得割額※2	給付基礎額
425万円以下	6.89万円以下	30万円
425万円超 475万円以下	6.89万円超 8.39万円以下	20万円
475万円超 510万円以下	8.39万円超 9.38万円以下	10万円

※2. 神奈川県は他の都道府県と住民税の税率が異なるため、収入額の目安は同じですが、所得割額が上表と異なります。

消費税率10%の場合※3

収入額の目安	都道府県民税の所得割額※2	給付基礎額
450万円以下	7.60万円以下	50万円
450万円超 525万円以下	7.60万円超 9.79万円以下	40万円
525万円超 600万円以下	9.79万円超 11.90万円以下	30万円
600万円超 675万円以下	11.90万円超 14.06万円以下	20万円
675万円超 775万円以下	14.06万円超 17.26万円以下	10万円

注：現金取得者の収入額(目安)の上限 650万円に相当する所得割額は13.30万円です。
※3. 平成27年10月1日に消費税率が10%に引上げられた場合のすまい給付金については、平成25年6月26日に行われた与党合意を踏まえたものとする予定です。

保険法人検査のご案内

保険法人検査とは・・・

新築住宅ですまい給付金を申請するには、施工中に瑕疵保険法人により一定の品質を確認するための検査を受けたことが確認できる書類が必要です。

供託の事業者ですまい給付金を受けるにあたっては、保険法人検査として、瑕疵保険同等検査を受ける必要があります。

その検査を受けたことを証明する書類として「保険法人検査実施確認書」があります。尚、住宅瑕疵担保責任保険に加入した住宅や、建設住宅性能表示制度を利用する場合は、保険法人検査は不要となります。

◆保険法人検査の申請手続きは、下記へご相談ください

株式会社情報コミュニティ

【住宅瑕疵担保責任保険法人ハウスジーマン取店】
【すまい給付金申請受付業務受託機関】

〒010-0951 秋田県秋田市山王3-1-16

TEL 018-824-5411 / FAX 018-823-6115

- ・申込に関しては、ハウスジーマンHPよりWEB申込またはハウスジーマンHPより保険法人検査実施申請書をダウンロードにて記入の上、紙申込となります。
- ・必ず着工前のお申込が必要となります。
- ・構造耐力上主要な部分と雨水の侵入を防止する部分についての検査となります。
- ・検査としては、基礎配筋工事完了時(コンクリート打設前)・躯体工事完了時の計2回となります。
- ・検査はハウスジーマン検査員にて行います。

■検査料表

① 階数3以下の住宅

延べ床面積区分	検査回数	検査料合計(円)
100㎡未満	2回	28,200
100㎡以上125㎡未満	2回	31,660
125㎡以上150㎡未満	2回	42,460
150㎡以上500㎡未満	2回	53,260
500㎡以上2,000㎡未満	2回	71,400
2,000㎡以上5,000㎡未満	2回	106,820
5,000㎡以上	2回	169,900

■申込時必要書類

- ・確認済証または建築工事届の写し
- ・地盤調査報告書
- ・地盤補強工事に関する資料(地盤補強が有の場合)
- ・設計図書一式
(案内図、配置図、平面図、立面図、基礎伏図、各階床伏図、防水措置の分かる資料 etc)